

3. 子どもを産んで育てるとき

3-1 妊娠したら

【母子健康手帳と健診受診票つづり】

住んでいる区の保健センター（16, 17ページ）に行き「妊娠届出書」を提出し、必ず母子健康手帳と健診受診票つづり（堺市が14回分の所定の項目にかかる受診費用を負担します）を受け取りましょう。

病院や保健センターに行くときに持って行ってください。母子の健康状態が記録されます。

母子健康手帳は9言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、タガログ語、インドネシア語）があります。

【妊婦教室】

保健センターで行います。

妊娠中の過ごし方や出産準備、育児、栄養や歯のことについて、専門のスタッフから話を聞くことができます。

父親も参加できます。

問合せ 保健センター（16, 17ページ）

3-2 子どもが生まれたら

【出生届】

大阪府国際交流財団の「VI. 妊娠・出産・子育て・教育」のページを見てください。

出生届は、区役所市民課（16, 17ページ）に提出してください。

【子ども医療費助成制度】

0歳から18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費の一部と食事療養にかかる自己負担（標準負担額）が助成されます（健康保険が適用される医療費のみ）。

ただし、生活保護を受けている人などは助成を受けられない場合があります。

問合せ 区役所保険年金課（16, 17ページ）

【児童手当】

0歳から中学校卒業まで（15歳になった日から最初の3月31日まで）の子どもを養育している人がもらえます。

問合せ 区役所子育て支援課（16, 17ページ）

【乳児家庭全戸訪問】

生後4か月頃までに、保育士または助産師、保健師などが家庭を訪問し、子育てに関する情報をお伝えします。

気になることなど、お気軽に区役所子育て支援課または保健センター（16, 17ページ）に相談してください。

【乳幼児健診、予防接種他】

健康診査や離乳食講習会、BCG接種は保健センター（16, 17ページ）で受けられます。

予防接種は市内の医療機関で行いますので、母子健康手帳で接種の種類や時期などを確認しましょう。

3-3 **子育て**
【保育】

保育	どんなとき	問合せ、申込先
保育所	保護者が仕事や病気などの理由で、子どもを保育してもらふ必要があるとき。	区役所子育て支援課（16. 17 ページ）
一時預かり、休日保育	保護者がパート就労や一時的な理由で、家庭での保育に困るとき。	市役所幼保推進課 ☎072-228-7173
病児・病後児保育	子どもが病気やケガで保育施設への通園などが難しく、保護者が仕事などで、家庭での保育に困るとき。 ※事前に登録が必要。	市役所子ども育成課 ☎072-228-7612

【子育て支援】

支援の種類	どんなとき	問合せ、申込先
育児支援ヘルパー派遣（一部自己負担あり）	出産前後の体調が悪いときや、育児に不安があり家事や育児をすることがむずかしいとき。	
子育てアドバイザー派遣（無料）	子育てに悩みや不安があり、相談をしたいとき。	区役所子育て支援課（16. 17 ページ）
区役所子育てひろば（堺区役所を除く）	小学校入学前の子どもと保護者が集まり、交流し、相談したいとき。 ※申込不要。	
堺市つどい・交流のひろば（無料） ※キッズサポートセンターさかい内（堺タカシマヤ9階）	12歳以下の子どもと保護者が集まり、交流し、相談したいとき。	※申込不要。 毎日10時～17時（12月30日～1月3日と堺タカシマヤの店休日を除く） ☎072-238-2050
みんなの子育てひろば（無料）	小学校入学前の子どもと保護者が、地域の身近なところ（空き店舗や地域の会館など）に集まり、交流し、相談したいとき。 ※申込不要。	市役所子ども育成課 ☎072-228-7612
ファミリー・サポート・センター ※子育ての応援をした人（提供会員）と、子育ての応援を受けたい人（依頼会員）からなる相互援助活動を行う会員組織です。 （¥700/1時間）	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの通園・通学のときの送迎をしてほしいとき。 保育施設の保育開始前と終了後に子どもを預かってほしいとき。 小学校の放課後、子どもを預かってほしいとき。 賞物などに行く時、子どもを預かってほしいとき。 ※会員登録が必要。	ファミリー・サポート・センター ☎072-222-8066

【就学援助】

公立小・中学生（支援学校除く）のいる家庭で、経済的な理由で子どもが学校に行くことがむずかしい家庭に、学用品費や小学校給食費などの費用の一部が援助されます。所得審査があります。学校または各区役所企画総務課（16, 17ページ）で申請できます。

問合せ 市役所教育委員会総務部学務課 ☎072-228-7485

4. ひとり親家庭になったとき

【児童扶養手当】

18歳になった日から最初の3月31日までの子どもを育てているひとり親、または父母に代わって養育している人がもらえます（所得制限あり）。

問合せ 区役所子育て支援課（16, 17ページ）

【ひとり親家庭などへの日常生活支援】

ひとり親家庭や、夫が死亡または離婚して一人暮らしをしている女性が、病気や就職活動などで一時的に家事などをすることがむずかしくなったときに家庭生活支援員を派遣してもらえます。生活保護世帯・

市民税非課税世帯などは無料。

問合せ 区役所子育て支援課（16, 17ページ）

【ひとり親家庭医療費助成制度】

ひとり親家庭の18歳（18歳に達した日以後最初の3月31日）までの子どもと、その父か母、または養育者の医療費の一部が助成されます（所得制限あり。健康保険が適用される医療費のみ）。

ただし、生活保護を受けている人などは助成を受けられない場合があります。

問合せ 区役所保険年金課（16, 17ページ）

【その他】

公営住宅へ優先的に入れる場合があります。条件がありますので問合せてください。

問合せ 堺市営住宅管理センター ☎072-228-8225